

平成25年8月

申立人用

成年後見申立ての手引

〈事件番号〉 平成 年（家）第 号

熊本家庭裁判所

目 次

はじめに	1
第1 成年後見制度について	1
1 成年後見制度とは何か	1
2 後見とは何か	2
3 保佐とは何か	2
4 補助とは何か	3
第2 申立ての手續について	4
1 管轄	4
2 申立てをすることができる人	5
3 申立てに必要な書類等	5
第3 鑑定について	6
第4 申立後の手續の進行について	6
1 申立人，後見人等候補者調査（面接）	6
2 鑑定	7
3 親族への照会	7
4 本人調査（面接）	7
図表 成年後見等開始の審判手續の流れ	8
第5 成年後見人等の職務について	9
1 財産目録及び本人の収支予定表の作成	9
2 成年後見人の主な職務	9
3 保佐人の主な職務	9
4 補助人の主な職務	9
第6 後見等監督について	10
1 後見等監督とは	10
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	10
3 後見等事務の終了について	10
家庭裁判所に提出する資料及びコピーの取り方	11
用語集	15

◎ 本文中の*は，末尾の用語集に説明のある用語です。

はじめに

この手引は、後見開始・保佐開始・補助開始の申立てを考えている方に、各制度の概要、申立てに必要な書類、手続の流れ、成年後見人等の役割などのあらましを説明したものです。この手引を熟読した上で、申立てをされるようお願いいたします。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力がない^{*}か、又は不十分な場合に、本人を保護し、支援するための制度です。例えば、認知症の高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の方が預貯金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力がなければ、そのような行為はできません。また、判断能力が不十分な場合には、これを本人に任せていると、本人にとって不利益な結果を招くことがあります。そのため、これらの場合について本人を援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力がないか、又は不十分な人のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために財産管理や身上監護に務める仕組みを成年後見制度といい、本人の判断能力の程度によって、次のように区分されます。

本人の判断能力がない場合	→	「後見」
本人の判断能力が特に不十分な場合	→	「保佐」
本人の判断能力が不十分な場合	→	「補助」

ワンポイント・アドバイス①

成年後見が開始すると、日常生活上どんな制限があるの？

後見が開始すると、本人は、医師、税理士などの資格や会社役員の地位を失ったり、自治体によっては印鑑登録を抹消されます。

保佐が開始すると、本人は、医師、税理士などの資格や会社役員の地位を失います。

補助の場合にはこのような制限はありません。

なお現在は、後見、保佐、補助が開始されても、本人の戸籍にそのことが記載されることはありません。

2 後見とは何か

後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力がない場合にされるものであり、後見開始の^{*}審判とともに、本人を援助する人として成年後見人が選任されます。

成年後見人の仕事の詳細は9ページをご覧ください。成年後見人は、広範な^{*}代理権及び^{*}取消権を持つことから、本人に代わって、さまざまな契約を結んだり、財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。**申立ての動機となったこと(例えば、保険金を受け取る等)だけをすればよいというものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。**この義務は、通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、**特に不十分**な場合にされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐人の仕事の詳細は9ページをご覧ください。保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等)を、本人が単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益を害するものでないかに注意しながら、本人がしようとすることに同意したり(この権限を「^{*}同意権」といいます。)、本人が既にしてしまったことを取り消すこと(この権限を「^{*}取消権」といいます。)を通じて本人を援助します。また、保佐人は、代理権の付与を受けた特定の事項について本人に代わって契約を結ぶ等の行為をすることがあります。ただし、このように代理権を行使したいときは、保佐開始の申立てのほかに、別途「代理権付与の申立て」(収入印紙800円)が必要になります。**代理権の付与を受けるには本人の同意が必要です。**

ワンポイント・アドバイス②

本人(被保佐人)が次の行為をするには、保佐人の同意を得なければなりません(日用品の購入その他日常の生活に関する行為を除く。)

- 1 元本を領収し、又は利用すること
- 2 借財又は保証をすること
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 4 訴訟行為をすること
- 5 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法2条1項)をすること
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借をすること

4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が**不十分**な場合にされるものであり、補助開始の審判とともに、本人を援助する人として補助人が選任されます。

補助人の仕事の詳細は9ページをご覧ください。補助人は、本人が望む一定の行為に限って、保佐人と同様の行為（同意・取消し・代理）をすることで、本人を援助します。したがって、補助開始の申立てとは別に、「**同意を要する行為の定め**の申立て」あるいは「**代理権付与**の申立て」（収入印紙各800円）が必要になります。これらの場合には、**本人の同意が必要です**。

ワンポイント・アドバイス③

後見・保佐・補助のどれで申立てればいいのか？

申立書を作成するにあたっては、診断書を参考にして、該当する種類の申立てをしてください。家庭裁判所がお渡しする成年後見用の診断書の「3 判断能力判定についての意見」は、上から順に後見・保佐・補助・判断能力ありに相当します。

* 鑑定において申立ての種類と異なる結果が出た場合には、申立ての趣旨の変更が必要となります。申立ての趣旨の変更には、申立手数料はかかりません。

第2 申立ての手続について

1 管轄

申立ては、**本人の住居地**（住民登録にかかわらず、**実際に生活の本拠としてい**
る場所）を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所によっては、申立て日時の手続き予約をしていただくこともあります。

熊本県の場合、市町村別に次のとおりです。

管轄裁判所	電話番号・所在	管轄する区域
熊本家庭裁判所 本 庁 (※予約不要)	(096)206-5091 〒860-0001 熊本市中央区千葉城町3-31	熊本市，宇土市，宇城市，合志市， 菊池市のうち旧泗水町，菊池郡， 阿蘇郡西原村，上天草市のうち 旧大矢野町
同 御船出張所 ※受付のみ	(096)282-0055 〒861-3206 上益城郡御船町辺田見1250-1	上益城郡（山都町は，旧蘇陽町の 区域を除く。），下益城郡美里町
同 玉名支部	(0968)72-3037 〒865-0051 玉名市繁根木54-8	荒尾市，玉名市，玉名郡
同 山鹿支部	(0968)44-5141 〒861-0501 山鹿市山鹿280	山鹿市，菊池市(旧泗水町を除く。)
同 阿蘇支部	(0967)22-0063 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2476-1	阿蘇市，阿蘇郡（産山村・小国町 ・南小国町）
同 高森出張所	(0967)62-0069 〒869-1602 阿蘇郡高森町高森1385-6	阿蘇郡（高森町・南阿蘇村）， 上益城郡山都町のうち，旧蘇陽町 の区域
同 八代支部	(0965)32-2176 〒866-8585 八代市西松江城町1-41	八代市，八代郡
同 水俣出張所	(0966)62-2307 〒867-0041 水俣市天神町1-1-1	水俣市，葦北郡
同 人吉支部	(0966)23-4855 〒868-0056 人吉市寺町1	人吉市，球磨郡
同 天草支部	(0969)23-2004 〒863-8585 天草市諏訪町16-24	天草市（旧牛深市，旧河浦町を除 く。），上天草市（旧大矢野町を 除く。），天草郡苓北町
同 牛深出張所	(0969)72-2540 〒863-1901 天草市牛深町2061-17	天草市（旧牛深市，旧河浦町）

2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族のほか、市町村長・検察官です。

ワンポイント・アドバイス④

四親等内の親族とは、だれのことですか？

主に次の人たちです。

- (1) 親、祖父母、子(養子を含む。)、孫、ひ孫〈これらの配偶者を含みます。〉
- (2) きょうだい、おじ・おば、甥・姪〈これらの配偶者を含みます。〉
- (3) いとこ
- (4) 配偶者の親、子、きょうだい

3 申立てに必要な書類等

(1) 必要書類

申立ての際は、「成年後見等申立て関係書式集」の申立て書類チェック表【書式番号1】に記載の書類等が必要です。資料及びコピーの取り方については11ページ以下をご覧ください。

なお、事案に応じて、書類等を追加で提出をお願いする場合があります。

(2) 申立手続費用

(後見の申立)

収入印紙 800円(申立費用)

収入印紙 2,600円(登記費用)

※ 収入印紙が合計3,400円となりますが、それぞれ別の費用となりますので、必ず800円分と2,600円分に分けて提出してください。

郵便切手 3,962円

※ 内訳 500円切手×6枚 82円切手×6枚 50円切手×4枚
20円切手×10枚 10円切手×5枚 2円切手×10枚

(保佐・補助の申立)

収入印紙 800円(保佐(補助)開始申立費用)

800円(代理権付与の申立てをする場合の費用)

800円(同意権の定め申立てをする場合の費用)

収入印紙 2,600円(登記費用)

※ 各申立費用はまとめて提出が可能です(保佐開始と代理権付与の場合は1,600円分)が、登記費用の2,600円分は別に提出してください。

郵便切手 5,176円

※ 内訳 500円切手×8枚 82円切手×8枚 50円切手×4枚
20円切手×10枚 10円切手×10枚 2円切手×10枚

※ 収入印紙と郵便切手は、裁判所で扱っておりませんので、郵便局等で購入してください。

第3 鑑定について

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定をするための手続です。申立時に提出していただく診断書では判断できない場合に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼します。多くの場合、本人の病状や実情等をよく把握している主治医に鑑定を依頼していますが、家庭裁判所の判断で別の医師を鑑定人として指定することもあります。

申立人は、申立ての前（例えば、申立てのための診断書及び診断書附票の作成を依頼する機会等）に、主治医に、鑑定を引き受けていただけるかどうかなどを確認し、その結果を「申立事情説明書【書式番号4】」の該当するページに記載してください。

なお、鑑定が必要となる場合は、申立人に鑑定費用（5～10万円）を納めていただきます。

第4 申立後の手続の進行について

1 申立人、後見人等候補者調査（面接）

家庭裁判所に来ていただいて、申立人及び後見人等候補者から申立てに関する事情を詳しくお伺いします。

申立人からは、申立てに至るいきさつ、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等についての事情をおたずねします。

また、後見人等候補者には、後見人等としての適格性等に関する事情について確認します。

ワンポイント・アドバイス⑤

だれを候補者にするか？ だれが選任されるか？

- 1 申立人において成年後見人等の候補者を立てる場合は、成年後見制度の内容や成年後見人等の職務や責任について理解されている人を候補者として挙げてください。

ただし、家庭裁判所は、申立書に記載された候補者を必ずしも選任するとは限りません。諸般の事情を考慮して弁護士、司法書士又は社会福祉士といった専門家を後見人又は後見監督人に選任することもあります。

- 2 成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。

成年後見人等が選任されたことにより、本人の財産が安全適正に管理された事例は多数あります。後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用といえます。

2 鑑定

前記第3（6ページ）をご覧ください。

3 親族への照会

家庭裁判所は、申立人に対し、本人の親族らの意向を確認するように求めることがあります。また、場合によって、家庭裁判所が、直接、親族らに対して意向確認をすることがあります。

4 本人調査（面接）

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容について、本人の陳述を聴取することが必要ですので、本人調査をすることがあります（保佐開始や補助開始では、必ず、本人調査をします。）。本人調査は、可能であれば家庭裁判所にお越しいただきますが、入院等で外出が困難な場合には家庭裁判所の担当者が出向くこともあります。

成年後見等開始の審判手続の流れ

成年後見制度について説明したビデオをご覧くださいと理解が深まると思いますので、是非ご覧ください。

申立て

必要書類を、管轄の家庭裁判所(4ページ記載)に提出してください。

1
~
6
か月

調査

申立人・成年後見人等候補者・本人等と、面接します。

鑑定

鑑定が必要か否かは、裁判所が判断します。
※ 鑑定費用は5~10万円ほどです。

審判

成年後見(保佐・補助)を開始し、成年後見人等を選任します。

審判の告知

申立人・本人・成年後見人(保佐人・補助人)へ審判書を郵送します。
※ 重要な書類ですので、必ず受け取り、大切に保管しておいてください。

2
週間

審判書を受け取ってから2週間は、後見等を開始する審判に対して不服を申し立てることができます。
※ 成年後見人(保佐人・補助人)を他の人にしてほしいという不服の申立てはできません。

審判の確定

(審判が確定すると、裁判所が法務局に後見(保佐・補助)の情報を登記申請します。)

1
か月
以内

確定から2~3週間

登記番号の通知

申立人・成年後見人(保佐人・補助人)に登記番号を書面で通知します。
※ 登記事項証明書(15ページ参照)が必要な方は、法務局へ申請してください。(このとき、登記番号が必要になります。)

成年後見人等は「財産目録」・「収支予定表」を裁判所に提出する

第5 成年後見人等の職務について

1 財産目録及び本人の収支予定表の作成

成年後見人等に選任された人は、審判確定後1か月以内に「本人の財産状況(財産目録)」及び「本人の収支予定表」を作成し、家庭裁判所に提出しなければなりません。

2 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。具体的には、成年後見人は、本人に代わって預貯金に関する取引、診療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行うとともに、本人の財産が他人のものと混同しないようにする（成年後見人もここにいう「他人」に含まれます。）、通帳や証書類を保管する、収支予定を立てる等の財産管理をして、それらの内容がわかるように記録します。成年後見人は、家庭裁判所の指示に従い、その状況を家庭裁判所に報告しなければなりません。

成年後見人は、家庭裁判所や成年後見監督人の指導監督を受けることとなります（これを「後見監督」といいます。）。

このように成年後見人は、本人の財産の管理権を有し、本人の財産に関する^{*}法律行為について代理権を有しています。そのような広い権限が与えられているのは、本人に判断能力がないために、成年後見人が常に本人に代わって様々な判断をして、その利益になるよう行動することが求められているからです。

仮に、本人の財産を成年後見人やその家族の生活費、事業資金等に流用・借用したり、他の親族の利益を図るために本人の相続分を確保しない遺産分割をするなどの不正・不適切な行為があったときは、成年後見人を解任され、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

3 保佐人の主な職務

保佐人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な財産行為を行う際に同意をしたり、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合に、これを取り消したりします。また、別途代理権付与の申立てが認められた範囲内で代理権を有することにもなります。

保佐人は、成年後見人と同様、家庭裁判所や保佐監督人の指導監督を受けることとなります。

4 補助人の主な職務

補助人は、同意を要する行為の定め^{*}の申立てが認められた範囲で同意をしたり、本人が補助人の同意を得ないでこの行為をした場合はこれを取り消したりします。また、代理権付与の申立てが認められた範囲内で代理権を有することにもなります。

補助人は、成年後見人と同様、家庭裁判所や補助監督人の指導監督を受けることとなります。

第6 後見等監督について

1 後見等監督とは

後見監督・保佐監督・補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは、家庭裁判所が、成年後見人等に対し、後見等事務を適正・的確に行っているかどうかを確認し、問題点があればこれを是正するように指導監督することです。

家庭裁判所は、成年後見人等に対し、定期又は不定期に後見事務の状況について報告を求めます。成年後見人等は、本人の財産及び収支の状況について、その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを添付して家庭裁判所に報告しなければなりません。そのため、成年後見人等は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管し、金銭出納簿をつけておく必要があります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可を受ける必要があります。

- (1) 本人の^{*}居住用不動産を処分（売却・賃貸借・抵当権の設定等）する場合
- (2) 本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合（本人と成年後見人等がいずれも同じ被相続人の相続人である場合で遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る場合等）
- (3) 本人の財産から一定の報酬をもらう場合

なお、(1)から(3)以外の場合で、許可が必要かどうかの判断が容易でない場合（居住用不動産のリフォームや増改築、本人の送迎用自動車の購入等）は事前に家庭裁判所にご相談ください。

3 後見等事務の終了について

後見等事務は、原則として、①本人が死亡したとき、②本人の判断能力が回復したとき、③成年後見人等の辞任が認められたときまで続きます。

本人が死亡して後見等が終了した場合には、速やかに家庭裁判所に連絡し、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その内容を家庭裁判所に報告し、管理していた財産を本人の相続人に引き継ぐとともに、東京法務局に後見等終了の登記を申請することが必要です。

また、成年後見人等は、病気などやむを得ない事情があれば、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（その旨の申立てが必要です。）。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合は、後任者に引き継ぎます。

家庭裁判所に提出する資料及びコピーの取り方

【一般的な注意】

- 1 紙の大きさは、A4判（この冊子1ページ分と同じ大きさ）にしてください。原稿が大きくなりきらないときは、A3判（A4判の倍の大きさ）にしてください。
- 2 コピーは必ず片面だけにし、裏面にはコピーしないでください。
- 3 原稿が小さくても、コピーした紙を切らないでA4判のまま提出してください。拡大や縮小はしなくて結構です。
- 4 領収証等のコピーは、同じ種類のものを日付順に整理して行ってください。

【提出していただく資料及びコピーする部分】

本人の「資産」の資料

(1) 不動産

・不動産登記全部事項証明書(法務局)

コピーではなく原本を提出してください。

・固定資産評価証明書あるいは固定資産税納付通知書(市区町村役場)

固定資産税納付通知書は、被後見人の氏名や税額が記載されている部分のほかに、不動産の内容が記載されている部分のコピーも取ってください。

(2) 預貯金

・通帳(コピーを取る前に、最新の残高を記帳してください。)

① 表紙

② 見返し(表紙の裏の部分等で、支店名、口座番号、届出印などの記載がある部分)

③ 普通預金や通常貯金等については、印字されているページのすべて(ただし、以前に提出したことがあるときは、それ以降の分)

※ 提出した部分がどこまでなのかすぐ分かるように、通帳に下線を引くなどの工夫をしておくとう便利です。

④ 総合通帳で、1冊の通帳に普通預金と定期預金(又は貯蓄預金)が記載されているものは、それぞれのコピーを取ってください(定期預金がなくても、ないことを確認するために定期預金のページのコピーが必要です。)

※ なお、定期預金、定額・定期貯金等については、解約の有無の確認をしますので、必ず毎回提出してください。

・定期預金、定額貯金などの証書

表の面と裏面の両方

(3) 生命保険, 株券など

- ・生命保険等の保険証書または契約内容通知書
- ・株券の預かり証明書
- ・証券会社が発行する取引証明書

いずれも表の面と裏面の両方

(4) 負債(借金)

- ・住宅ローンや銀行, サラ金等からの借入金の契約書, 債務残高証明書, 返済予定表など
- ・未払税金等の残高証明書など

(5) 未分割の財産(遺産分割が関係しているとき)

- ・被相続人の遺産の内容と相続人の関係がわかる資料

遺産目録, 被相続人の預貯金額がわかる資料, 被相続人の固定資産評価証明書, 相続人関係図, 遺産分割協議案があれば, ご提出ください。

本人の「収入」の資料

(6) 年金

- ・年金の証書・支給額通知書など

年金の種類, 支給額が記載された部分

(7) 家賃収入や給与収入

- ・賃貸契約書, 給与明細書や源泉徴収票など

内容や金額が記載された部分

本人の「支出」の資料

(8) 固定資産税納付通知書(市区町村役場)

「表紙」(年税額)と「資産の内訳」(固定資産評価額)のページ

※ 紛失したときは, 市区町村役場で再発行してもらうか, 評価証明書と納税証明書を発行してもらってください。

(9) 健康保険料, 介護保険料の納付書

年間の保険料が記載されている部分

(10) 病院や施設の領収書, 家賃支払の領収書

支払年月日や支払金額が記載されている部分

複数枚をまとめてコピーを取ってもかまいません。ただし, A4判に収まるようにしてください。

(11) 領収書や請求書など

複数枚をまとめてコピーを取ってもかまいません。ただし、A4判に収まるようにしてください。

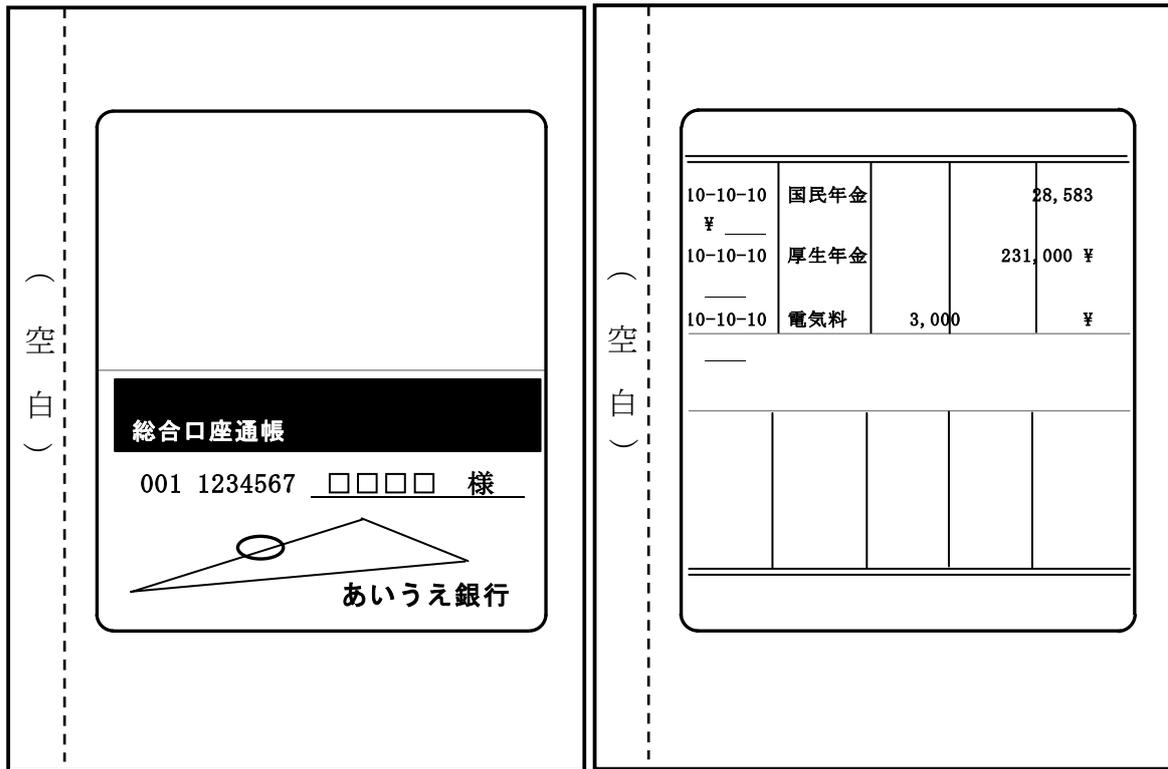
その他の参考資料

(12) 本人が確定申告をしている場合は、直近の確定申告書

※ 以上に記載したのは代表的なものだけです。他の裏付資料についても、以上を参考にしながらコピーをとってください。

コピーの取り方

1 預金通帳



ア 表紙のコピー例

ウ 記帳のあるページ

のコピー例

※通帳は次の部分をコピーしてください。

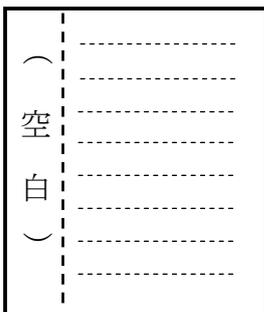
- ア 表紙（金融機関名，口座番号，口座の名義人などの記載があります）
- イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号，取引店名などの記載があります）
- ウ なるべく直前に記帳していただき，記帳のあるページを全部。旧通帳がある場合は，そちらも全部のページ。

2 その他の書類

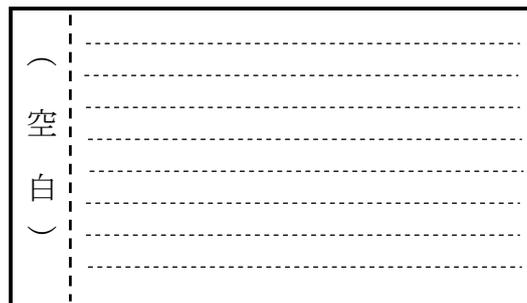
A 4 判

A 3 判

2cm
↔



2cm
↔



※基本的に「A 4 判縦，左とじ」となるよう，左側に 2 センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにコピーしてください。

用語集

カ行

確定: 抗告といった不服申立てのないまま、それができる期間を経過することなどによって、不服申立てによって審判が取消し・変更されることのない状態になること。後見・保佐・補助開始の審判は、確定によって効力を生じる。なお、任意後見監督人選任審判に対する抗告は、認められておらず、監督人への告知によって効力を生じる。

鑑定: 本人に判断能力がどの程度あるかを、専門家として医学的に判定するための手続

鑑定人: 本人の判断能力について鑑定を行う医師

居住用不動産: 本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいるものだけでなく、現在生活している 施設等を出たときに住むことが予定できるものを含む。）

後見登記: 成年後見人等及び成年被後見人等の住所氏名等の情報が記録されているコンピューターの

サ行

データ。 東京法務局が全国の分を集中的に扱っている。

財産管理: 本人の資産・負債・収入及び支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を経計画的に行いつつ、資産を維持していくこと

財産目録: 本人の資産（不動産・預貯金・有価証券等）及び負債についてまとめた一覧表

収支一覧: 本人の一定期間の収入及び支出についてまとめた一覧表

身上監護: 介護契約や施設入所契約など、本人の身上の世話や療養看護に関すること

審判: 家庭裁判所が出す判断としての決定。その内容が記載された書面を「審判書」という。

成年後見人等候補者: 申立人が成年後見人・保佐人・補助人・任意後見監督人として推薦する人

タ行

代理権: 本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

同意権: 本人が重要な財産に関する取引等の行為を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不

利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限

登記されていないことの証明書: 自分が成年被後見人等ではないことを証明する書類。東京法務局が発行する。

登記事項証明書: 自分が成年後見人又は成年被後見人等であること等、後見登記ファイルに記録され

ていることを証明する書類。東京法務局が発行する。

取消権: 本人が保佐人や補助人の同意を得ないで重要な財産に関する取引等の行為を行った場合、保佐人や補助人がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限

ハ行

判断能力: 売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要とされる精神的な能力

法律行為: 契約のように、当事者の意思に基づいて、権利を得たり、失ったり、義務を負ったりする原因となる行為